



SANJO ROTARY CLUB

三条ロータリークラブ 週報 No.18

2009.11.11 (No.2569)

第2560地区ガバナー／植木康之
会長／菊池渉
会長エレクト／樺山仁(クラブ奉仕A)
副会長／山田富義(クラブ奉仕B)
幹事／松永一義
S A A／成田秀雄
会計／石月良典

例会日／毎週水曜日 12:30～
例会場及び事務局／
三条市旭町2-5-10 三条信用金庫本店内
例会場／TEL 34-3311
事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail: sanjo-rc@cpst.plala.or.jp
<http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/>
(~はshiftを押しながら"へ"のキーを押してください)

■本日の出席会員数：55名中34名
■先々週出席率：83.02%

【ゲスト】

- 三条税務署
署長 小林勝治 様

【ビジター】

三条北RCより
・中條耕二さん

【先週のメークアップ】

[11.9] 三条南RCへ
・斎藤弘文さん



「ロータリーの未来は、
あなたの手の中に」

2009～2010年度国際ロータリーのテーマ

季節のお花（西王母椿）



会長挨拶

菊池渉会長

たの手の



ご挨拶申し上げます。地区大会、親睦旅行に夜例会、私の所用も加わって、久々の登壇です。

グリム童話に「寿命」という短い話があります。

昔々神様が生き物をお造りになった。その時、全ての生き物の寿命を30年とお決めになられました。ところがロバがそれを聞いて神様のところへやってきて、こんな重い荷を背負わされて歩み続ける一生が30年も続くのでは、とても耐えられない。どうか短くして下さいと、こう頼みました。それで神様が気の毒に思って、「お前の一生は18年だ！」と決められました。

次ぎに犬が来て、とんでもない。走りたくもないのに一生懸命走らされたり、いつも主人の顔色ばかりうかがいながら生きるなんて……「短くしてくれ！」と。そこで犬は12年にしてもらいました。

次ぎに猿が来て、いろいろ芸をして見せ物になったり、他人に笑われて生きる一生が30年では、たまらないと、それで10年に決まりました。

その次ぎに来たのは人間だというのですね。人間は神様に寿命は何年かと聞いたら、30年だと。すると、人間の方は「とんでもない。30年なんか短すぎる。折角生まれたのだから、もっと寿命を延ばしてくれ」と懇願するのです。

それならば、と神様、ロバと同じ18年を足してやろうと。それでも人間はまだ足りないと言うのですね。更に犬と同じ

12年を足してもらっても、まだまだと。結局、最後に猿の10年も足してもらったと。30+18+12+10で、合計70年ですね。

その時神様はこうおっしゃるのです。ただし人間としての生活は30才まで。30才からは重い荷を背負って、生活のために喘ぎ喘ぎロバの18年。更にその次の12年は歯が抜けて吠えても叫んでも、さっぱり威厳のなくなった、それでいて誰かの顔色ばかりうかがいながら生きる老犬の12年。そして最後の10年は猿のように愚かな行為ばかりして、人に笑わればかりにされ続けて過ごす10年だと、こうお決めになられました。

さて皆さんには、いまどの辺を生きておいでですか？57才の私はさしづめ威厳のなくなった犬の最後の方でしょうか。家にあっては家の顔色をうかがい、寺では檀家さんのご機嫌を気にし、毎週水曜は名ばかりの会長で……。

グリムはこのように言っていますが、残念ながら70才から先については何も述べておりません。そこで私は、いつものようにこのお話をパクリまして、70才から先の人生は、御本人が決めるというふうに、この物語を少し編曲いたしました。

70才からの人生は、あなたが好きな動物をつれてきて決めるのです。像のように悠々と生きるも善し、サイのようにまっすぐ進むも善し、猫のように日向ぼっこで余生を送る、これもまた善し。さて、あなたの余生は何になさいます？

幹事報告

松永一義 幹事

◎再度ご案内致します。会員増強イベント「カクテル講習会」開催のご案内を致します。

とき 11月14日(土) PM6:40~

ところ オールドバー モンツア

ロータリアン 4,000円

ビジター 1,000円

皆様の参加をお願い致します。

ニコニコBOX

中條耕二さん(三条北RC)

今週は「税を考える週間」です。三条税務署長 小林勝治様の卓話を拝聴に参上しました。三条クラブのご発展をお祈りして。

菊池 渉さん

先日の夜例会、楽しかったです。

本日の卓話、小林様よろしくお願ひします。

杉山幸英さん

11月8日、第54回ロータリーゴルフ同好会で、お天気と同伴者に恵まれまして、優勝させていただきました。ありがとうございました。

山田富義さん

11月8日、三条RCコンペでニアピン2個、ドラコン1個、B.B賞をいただきました。

小林署長様、卓話ありがとうございます。

成田秀雄さん

先日、三条音楽祭で、オペラ 魔笛(までのき)をやり、思いっきり悪役を演じてきました。

小林署長様、卓話ありがとうございます。

樺山 仁さん

先週の夜例会は、とっても楽しませていただき感謝です。

本日の税務署 小林署長様の卓話で、皆さん勉強しましょう。

平原信行さん

先週の夜例会、落語会、楽しませていただきました。

小林税務署長様、ご苦労様です。

五十嵐晋三さん

金時師匠の味のある落語、楽しい一時でした。

若槻八十彦さん

三遊亭金時様の落語、素晴らしいでした。

野崎喜一郎さん

11月3日、天気が良いので草津温泉の湯畠の足湯に浸かってきました。外気温は0℃でした。

この気温のせいか、お湯も少しづるめでした。

船越正夫さん、 小越憲泰さん、 捧 賢一さん、

石橋育於さん、 松永一義さん、 高橋 司さん、

藤田紘一さん、 会田二朗さん、 丸山行彦さん、

外山雅也さん

三条税務署署長様、卓話ありがとうございます。

川瀬康裕さん

所用で早退させていただきます。

11月11日分 ¥ 26,000

今年度累計 ¥ 407,500

卓話

「相続税について考える」

三条税務署

署長 小林 勝治 様

皆さん、こんにちは。

三条税務署長小林と申します。本日は三条ロータリークラブにお招きをいただき、またこうしてお話を出来る機会をいただきまして大変ありがとうございます。

三条ロータリークラブ菊池会長様はじめ会員の皆様方には日頃から税務行政に対して深いご理解と格別のご協力を賜りまして感謝を申し上げます。

まだ着任して何か月も経っていないわけでございますが出身は北蒲原の聖籠町でございます。前任は今ご紹介いただきました国税局で税務相談課をやっておりました。今日は本日11日から11月17日まで「税を考える週間」として国税局はじめ税務署では各種広報活動を実施しております。

本年度は税務行政のIT化、国際化と税をテーマに取組みにご理解を深めていただくPRに努めております。

1. はじめに

我が国の相続税は、今からおよそ100年前の1905(明治38)年に、日露戦争に端を発して創設され、1950(昭和25)年に、連合国軍による占領下において、シャウブ勧告による抜本的な改正が行われました。しかし、この占領下の相続税制は我が国の実情に合わないとして改正され、短期間(3年)で姿を消すこととなり、おおよそ現在における相続税の基本的な構造が出来上がりました。

それから50年余り経過する中で、我が国は高齢化が進み、経済社会の構造が変化したことから、経済の活性化という社会的な要請が高まり、これに応える税制の一つとして、2003(平成15)年に相続時精算課税制度の導入という抜本的な改正が行われました。

そして、こうした相続税の制度が変化していく中で、課税の根拠として相続税に持たされる意義とか機能も同時に変化してきました。

2. 相続税のあらまし

相続税は、配偶者や子など(相続人等)が死亡した人(被相続人)の財産を相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得

した場合に、それらの財産の価格を基にかかる租税です。

(1) 相続税の持つ機能

財産が親から子等に移るだけなのに、なぜ税金がかかるのか。これにはいろいろな考え方がありますが、代表的なものは次のとおりです。

① 所得税の補完機能

被相続人が生前において受けた税制上の特典、その他による負担の軽減などにより蓄積した財産を、相続開始の際に精算するというものです。

② 富の集中排除機能

相続により相続人等が得た偶然の富の増加に対し、その一部を税として徴収することで、相続した者としなかった者との間の負担の均衡を図り、併せて富の過度の集中を抑制するというものです。

(2) 相続税の課税方式

相続税の課税方式には、大別して遺産課税方式と資産取得課税方式の二つの方式があります。

① 遺産課税方式

被相続人の遺産に焦点を当て、遺産の総額に対して課税する方式です。

この方式は、死亡した者の所得税を補完する意義があり、作為的な仮装の遺産分割による租税の回避を防止しやすく、また、遺産分割のいかんに関係なく遺産の総額によって相続税の税額が定まるため、税務の執行が容易であるという特徴があります。

② 遺産取得課税方式

個々の相続人等が相続する遺産に焦点を当て、それらの者が相続した財産に対して課税する方式です。

この方式は、各相続人ごとに、相続した財産の価額に各々超過累進税率が適用されるため、富の集中化の抑制に大きく貢献し、また、取得者の税負担の公平が期待できるという特徴があります。

なお、現行法については、一般的には「遺産取得課税と遺産課税の折衷方式」と言われていますが、「形式遺産取得課税、実質遺産課税」という言い方がされることがあります。

3. 相続税改正の変遷に対する考察

明治38年の相続税創設時には、日露戦争の戦費調達が目的だったことから、「偶然所得の発生」に担税力を見出して課税するという、「所得税の補完」がその根拠でした。

昭和20年代、第二次世界大戦後の占領下においては、「財閥解体」という占領政策と結びついた「富の集中排除」という意義をもつことになりました。

しかし、占領から開放されると、「富の集中抑制」という意味では同じですが、富の社会への還元という意味での「富の配分」という意義と、被相続人の一生の税の精算という意味で「所得税の補完」というもう一つの意義を持つこととなりました。

21世紀に入り、相続税と贈与税が統合された相続時精算課税制度が導入され、一族内部における財産の配分が促がし経済を活性化させるという経済政策的な機能を持たされることとなりました。

もちろん相続税も財源としての意味を常に持っていますが、国税収入に占める相続税の割合は、創設時の1%弱から始まり、昭和初期には3%前後になり、その後上がり下がりはありましたが、現在も3%前後のところに落ち着いているという状況です。

このようなことから、これまでの相続税に関する議論は、税収とは切り離されて、純粹な制度論として展開されてきたという面があります。将来的にも、税収に占める相続税の地位はそう変わってはこないと考えられますので、これからも制度論を中心に関税制度の論議が展開されていくことが予想されますが、財政再建が言われている現在においては、税収面についての議論も必要でしょうし、相続時精算課税制度の導入において新たに付け加えられた経済政策的な要素についても、今後その効果について検証した上で議論していく必要があると考えられます。

税収規模が小さいとはいえ、相続税は所得・消費・資産に対する課税という三つの大きな柱の一つを担っています。所得税率のフラット化が進んでいる現状で、逆進性のある消費税の税率が今後さらに引き上げられる議論があり、仮にそうなると、税による所得再分配機能がさらに低下することになります。そうすると、所得・消費・資産に対する課税を組み合わせて

最良の税制度を構築するという「タックス・ミックス」という考え方の中で、相続税の再分配機能に、より注目が集まることになるでしょう。

経済社会の国際化の中で、国際的な租税回避スキームへの対応がさらに必要とされたり、現在米国との間においてのみ交わされている相続税条約を様々な国と交わす必要が出てくることも考えられます。

逆に、国際化という視点では、OECD諸国に限っても、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは相続税がすでに廃止され、米国においては2010年に連邦遺産税が一旦廃止されることとなっています。これが世界的な傾向かというと必ずしもそうではないようですが、我が国においても「廃止」というような議論が、いつされることがあるかもしれません。

4. おわりに

本日は、相続税の制度の骨組みの改正等の周辺だけを見てまいりましたが、このほかにも相続税法の本法の中に他の論点があるでしょうし、租税特別措置法などによる事業承継に関する特例のあり方や財産評価の問題もあります。

このように相続税に関しては、これからも様々な論点の下で、どのような改正が必要となってくるのか大変注目されるところです。いずれにしても、税制に求められる公平・中立・簡素という基本原則の中で相続税に関する議論も進んでいくものと考えられますが、今から100年後に振り返った時に悔やまれることのない最良の税制を、これからも国民・納税者とともに考え、その理解の下に創り上げていく必要があると考えます。皆様にとって、本日のお話を税を考えるに当たり少しでも参考となれば幸いです。

次週例会 11月25日 外部卓話

柏崎市議会議員 中村明臣 様

次々週例会 12月2日 総会

菊池 会長

